

一般社団法人日本片づけ整理収納協議会

会 員 規 約

一般社団法人日本片づけ整理収納協議会 会員規約

第1章 総則

第1条（活動目的等）

1 一般社団法人日本片づけ整理収納協議会（以下「当会」という）は、片づけ・整理収納業界の社会的認知度及び価値を向上させ、併せて片づけ・整理収納業の需要の拡大に寄与することをその活動の目的とする。

2 前項の活動目的を達成するために、当会は JCO 会員、正会員、準会員及び賛助会員、名誉会員（以下総称して「会員」という）を募り、会員組織を構成する。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、当会に会員として入会したものが、当会の会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員

第3条（会員資格）

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとする。

（1）JCO 会員

片づけ・整理収納関連の事業を営み、かつ、創業から有料サービス（資格認定・講座開催等含む）を5年以上継続的に提供している法人であり、協議会の理念・ビジョンに賛同する者。この場合、当該条件に満たない場合でも当会の会員として相応しいと当会の理事会で承認した者を含む。なお、当会より登記事項証明書等の法人格を証する書類の提出を求める場合もある。

（2）正会員

片づけ・整理収納関連の事業を営み、3年以上の有料サービス（講座開催等含む）を継続的に提供している個人事業主あるいは、法人代表者・法人役員であり、協議会の理念・ビジョンに賛同する者。法人代表者・役員の場合でも個人会員扱いとする。なお、当会より入会申請書の提出を求める場合もある。

（3）準会員

片づけ・整理収納関連の仕事に関心のある個人であり、協議会の理念・ビジョンに賛同する者

（4）賛助会員

片づけ・整理収納関連の事業者にとって有益なサービス・商品を提供できる法人であり、協議会の理念・ビジョンに賛同する者であり理事会により承認された者。なお、当会より登記事項証明書等の法

人格を証する書類の提出を求める場合もある。

(5) 名誉会員

片づけ・整理収納関連の事業を営むことによりその業界に多大に貢献したとして、当会の理事会で承認された者

第4条(入会)

次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、当会の会員となり、当会との間に会員契約が成立したものとす。

- (1) 当会所定の申込み方法により会員として申込みをし、当会の承認を得ていること
- (2) 各会員資格に応じた入会金及び月会費（当該会員が入会をする予定の月の会費全額とする。）を、当会が指定する期限までに支払ったこと
- (3) 本規約内容に同意していること

第5条(入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当会は入会を承認しないものとする。

- (1) 当会所定の入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れ、その他の不備があった場合
- (2) 過去に当会から会員資格を取消されたことがある場合
- (3) その他当会が、会員契約を締結することが不適當な事由があると判断した場合

第6条(会費の支払い等)

1 入会金及び会費（以下「会費等」という）の額は、次の各号に定める額とする。

(1) JCO 会員

月会費 金 2, 500 円（消費税別）

(1) 正会員

月会費 金 1, 000 円（消費税別）

(2) 準会員

月会費 金 500 円（消費税別）

(1) 賛助会員

月会費 金 5, 000 円（消費税別）

(3) 名誉会員

月会費 無料

2 会費等は、入会時に全額を一括で支払うものとする。ただし、当会が別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 会費等は、当会が別途指定する当会の銀行口座に振込む方法で支払うものとする。

第7条(会費等の払戻)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第8条(有効期限)

1 会員契約の有効期間は、会員になった日の翌日から起算して最初に訪れる3月31日まで(以下「初年度」という)とし、更新をすることができる。更新後の有効期間は4月1日から3月31日までとし、その後も同様とする。

2 会員が、次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、会員契約は更新されたものとし、会員は会員資格の付与を受け続けるものとする。

- (1) 第6条による月会費を当会が定めた期限内に支払っており、所定の登録手続きを期限内に完了させていること
- (2) 当会より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約に違反していないこと

第9条(変更の届出)

1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、当会への届出事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の事項を当会に対して通知するものとする。

2 当会は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負わないものとする。

第10条(会員の資格承継)

1 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。

2 会員の地位の第三者への承継は一切できないものとする。

第11条(退会)

1 会員は、退会をしようとする時は、その退会の日から1箇月前までに、当会所定の方法により退会の通知をすることにより、退会をすることができる。ただし、未払いの年会費がある場合は、会員は未払い分の支払いを清算した後に退会できるものとする。

2 会員は、会員契約の更新時期に更新手続きをしない場合、理由の如何を問わず退会する。

3 会員は、退会をした場合、以後は理由の如何を問わず、当会の著作物、ロゴ、その他当会のコンテンツは一切使用することができない。

第12条(会員資格の取消し)

当会は、会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、本会員契約を解除し、会員資格及び取得済みの資格を剥奪することが出来るものとする。

- (1) 当会の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと、当会が認めた場合
- (2) 当会に許可なく、当会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (3) 当会に許可なく、当会の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為を行った場合
- (4) 当会に登録されている会員情報に虚偽の内容がある場合
- (5) 当会又は当会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと、当会が認めた場合
- (6) 当会の事業活動を妨害する等により当会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

- (7) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (8) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (9) 本規約又は、その他当会が定める規約に違反した場合
- (10) その他、会員として不適格と当会が判断する相当な事由が発生した場合

第3章 会員の権利

第13条(権利)

(1) JCO 会員は、次の各項目に掲げる権利を有するものとする。

- ①当会の社員総会の議決権の保有及び行使。
- ②半年に1度開催される交流会へ参加する権利。なお、当該会員の関係者の参加を3名まで認める（有料の場合あり）。
- ③交流会での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をすることができる権利。
- ④当会のWEBサイトでの当該会員の情報を掲載することができる権利。
- ⑤当会が発行する出版物・動画媒体での当該会員の情報を掲載することができる権利。
- ⑥当会が主催するイベント・セミナー等の優先案内を受ける権利及び、会員価格で参加する権利、当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利（ちらし等の配布等を含む。）ただし、当会が別の定めにより会員価格の設定を行わない場合もある。
- ⑦会員限定のFacebookその他SNSの非公開設定のグループに参加する権利。
- ⑧会員限定のFacebookその他SNSの非公開設定のグループ内での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利。
- ⑨その他当会が別途定める権利

(2) 正会員は、次の各項目に掲げる権利を有するものとする。

- ①半年に1度開催される交流会へ参加する権利（有料の場合あり）。
- ②当会のWEBサイトでの当該会員の情報を掲載することができる権利。
- ③当会が発行する出版物・動画媒体での当該会員の情報を掲載することができる権利。別途審査あり。
- ④当会が主催するイベント、セミナー等の優先案内を受ける権利及び会員価格で参加する権利
- ⑤会員限定のFacebookその他SNSの非公開設定のグループに参加する権利。
- ⑥会員限定のFacebookその他SNSの非公開設定のグループ内での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利。
- ⑦その他当会が別途定める権利

(3) 準会員は、次の各項目に掲げる権利を有するものとする。

- ①半年に1度開催される交流会へ参加する権利（有料の場合あり）。なお、会員本人のみの参加に限る。
- ②当会が主催するイベント、セミナー等の優先案内を受ける権利及び会員価格で参加する権利。ただし、当会が別の定めにより会員価格の設定を行わない場合もある。

③会員限定のF a c e b o o kその他SNSの非公開設定のグループに参加する権利。

④その他当会が別途定める権利

(4) 賛助会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

①半年に1度開催される交流会へ参加する権利。なお、当該会員の関係者の参加を3名まで認める(有料の場合あり)。

②交流会での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をすることができる権利。

③当会のWEBサイトでの当該会員の情報を掲載することができる権利。

④当会が発行する出版物・動画媒体での当該会員の情報を掲載することができる権利。

⑤当会が主催するイベント・セミナー等の優先案内を受ける権利及び、会員価格で参加する権利、当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利(ちらし等の配布等を含む。)ただし、当会が別の定めにより会員価格の設定を行わない場合もある。

⑥会員限定のF a c e b o o kその他SNSの非公開設定のグループに参加する権利。

⑦会員限定のF a c e b o o kその他SNSの非公開設定のグループ内での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利。

⑧その他当会が別途定める権利

(5) 名誉会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

①半年に1度開催される交流会へ参加する権利。なお、当該会員の関係者の参加を3名まで認める(有料の場合あり)。

②交流会での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をすることができる権利。

③当会のWEBサイトでの当該会員の情報を掲載することができる権利。

④当会が発行する出版物・動画媒体での当該会員の情報を掲載することができる権利。

⑤当会が主催するイベント・セミナー等の優先案内を受ける権利及び、会員価格で参加する権利、当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利(ちらし等の配布等を含む。)ただし、当会が別の定めにより会員価格の設定を行わない場合もある。

⑥会員限定のF a c e b o o kその他SNSの非公開設定のグループに参加する権利。

⑦会員限定のF a c e b o o kその他SNSの非公開設定のグループ内での当該会員のサービス、イベント等の宣伝又は告知をする権利。

⑧その他当会が別途定める権利

第4章 その他

第14条(著作権)

1 当会によって制作される著作物の著作権は全て当会に帰属する。

2 当会によって提供される著作物を、当会の事前の書面による承諾なく、当会が予め許容した利用目的以外の目的で複製、編集、加工、発信、販売、出版、その他使用することを禁止する。

第15条(秘密保持)

- 1 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中及び会員契約の期間終了後2年の間は、当社によって開示された、当社固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはならない。
- 2 会員は、当社から開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の者（以下本条において「従業員等」という）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとする。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負うものとする。
- 3 当社は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに乙又は乙の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができるものとする。

第16条（競業禁止）

会員は、会員契約の期間中並びに会員契約の終了後2年の間は、当社の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって当社の事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、当社の事業と同種又は類似の事業を行う第三者の役職員に就任してはならず、かつ、当該第三者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはなりません。

第17条（個人情報）

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び更新提出書類に記載された個人情報を、当社が利用又は、第三者へ提供することができる。

- (1) 当社の活動に関して使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第18条（免責及び損害賠償）

- 1 会員は、当社の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または、第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとする。
- 2 仮に当社が会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当社は、間接損害、特別損害、遺失利益、ならびに第三者からの請求及び、軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- 3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
- 4 会員は故意又は過失により当社に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとする。

第19条（規約の追加・変更）

当社は、理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することがで

きるものとする。当会により変更された本規約は、当会のウェブサイト上会員専用ページに掲載された時点で、効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

第 20 条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとする。

第 21 条（訴訟管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第 22 条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本規約の効力は令和2年4月1日より、生ずるものとする。